

調査報告書

令和■年2月16日

北九州市いじめ問題専門委員会

いじめ問題専門委員会	委員長	嘉嶋 領子
委員	員	上野 直生
委員	員	今村 浩司
委員	員	福田 百合加
委員	員	三好 恵
委員	員	吉田 麻衣

第三者調査委員会

代表	笠置 俊介
委員	梅津 和子
委員	神崎 保孝

目次

- 第1 はじめに
- 第2 第三者委員会の調査活動の経緯・概要
 - 1 会議・調査等の実施日
 - 2 調査の進め方と方法
- 第3 当該校での事実について
 - 1 中学校入学から本事案まで
 - 2 体育の授業後の対応
 - 3 [REDACTED] 開始後
- 第4 今回申立てがあった当該校における「いじめ」が疑われる事実
- 第5 今回申立てがあった当該校における「いじめ」が疑われる事実についての認定
 - 1 事実認定
 - 2 いじめの該当性
 - 3 重大事態の該当性
- 第6 当該校における不登校の原因についての考察
- 第7 当該校における自殺企図の原因についての考察
- 第8 当該校におけるいじめの対応およびいじめ防止対策体制に対する評価

- 1 いじめ実態調査について
- 2 初動と安全配慮について
- 3 自殺企図前後の対応について
- 4 いじめ防止対策体制について

第9 本事案を踏まえた提言等

- I 学校に対する提言
- II 市教育委員会に対する提言

【添付資料】

- 1 いじめ防止対策推進法
- 2 北九州市いじめ問題専門委員会条例
- 3 いじめの防止等のための基本的な方針
- 4 いじめに関する実態調査（令和■年度）
- 5 手紙
- 6 生徒理解研修
- 7 [REDACTED]
- 8 [REDACTED]
- 9 [REDACTED]
- 10 [REDACTED]
[REDACTED]

第1 はじめに

- 1 本報告書は、■中学校（以下、「当該校」という。）に在籍していた生徒A（以下、「当該生徒」という。）の母親（以下、「保護者」という。）より、令和■年5月25日、当該生徒が在籍していた当該校において、当該生徒がいじめを受け、不登校になり、自殺を図ったこと（以下、「本事案」という。）がいじめ防止対策推進法（別添1）第28条第1項に規定されているいじめ重大事態に該当するとの中立てが令和■年12月8日になされたことを受けて、報告するものである。
- 2 第三者調査委員会（以下、「第三者委員会」という。）は、令和■年12月28日、北九州市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）が、本事案をいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の疑いと位置付けたことを受けて、令和■年3月6日、北九州市いじめ問題専門委員会条例（別添2）に基づき、北九州市いじめ問題専門委員会内に調査組織として設置された。ただし、いじめ防止対策推進法には重大事態の疑いという概念ではなく、第三者委員会を設置する時点では重大事態との認識が必要である（後述のとおり、文部科学省に確認している）。市教育委員会の誤認については後述する。第三者委員会は、弁護士1名、臨床心理士1名、精神保健福祉士1名からなる調査委員3名で構成された。

第三者委員会の設置目的は、①本事案の背景に何があったのかという事実を明らかにし、②その明らかになった事実が当該生徒の不登校や自殺企図にどのような影響を与えたのかという過程を明らかにするとともに、③本事案当時の当該校のいじめ防止対策体制を確認し、④これらを踏まえて再発防止に向けた課題の明確化と、そのための取組について提言を行うことである。

本報告書は、市教育委員会に第三者委員会が設置され、当該校で発生したいじめ重大事態に係る調査について前記設置目的に基づいて行った結果を報告するものである。本報告書をまとめにあたって、当該生徒、保護者を始め、当該校の教員、対応にあたった市教育委員会の職員、当該生徒が通院していた医療機関の関係者などの協力を得て、それらの人を対象に聴き取り調査を行うとともに、必要な書類等の提供及び収集等を行うなど、前記設置目的の実現に向けて可能な限り資料収集を行った。ただし、学校がいじめの加害を行ったと思われる生徒からの聞き取りを行いいじめと認定しているところ、収集した資料を再分析し、第三者委員会及びいじめ問題専門委員会において十分に議論し、検討のうえ、加害を行ったと思われる生徒からの聞き取りは、生徒の心理的負担を軽減するため及び時間が経過しているために記憶があいまいになっていることで調査の混乱を防ぐため、直接の聞き取りは行わず、いじめの認定は学校の認定を追認する形をとった。この点については、市教育委員会より加害を行ったと思われる生徒の保護者に対し、第三者委員会の判断により聴き取り調査をしないことを報告した。

- 3 本報告書は、第2で調査活動の経過・概要を簡単にまとめたうえ、第3で当該校での生活の事実、第4で今回申立てのあった「いじめ」が疑われる事実を指摘し、第5で「いじめ」が疑われる事実について第三者委員会が認定した事実を記述し、認定し

た事実が「いじめ」および「重大事態」に該当するか否かの第三者委員会の判断を述べる。その後、第6で不登校の原因について考察し、第7で自殺企図の原因について考察し、第8で当該校のいじめ防止対策体制に対する評価、第9で以上を踏まえた第三者委員会の提言を述べるという構成を取る。

4 第三者委員会の設置目的は前記2のとおりであるが、その点に関して補足する。

いじめが生じた（あるいは疑われた）場合に、第三者的な委員会を組織して調査を行う趣旨は、客観的な視点からいじめの事実の存否および内容並びにいじめの背景事情や学校の対応の適否などを明らかにして、当該生徒の権利を守るとともに、学校内におけるいじめの再発をできる限り防ぎ、仮にその後にいじめが発生した場合の学校の対応をより適切なものにするように意見を具申する点にある。

この点について、文部科学省が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」（別添3）では、「この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。」としている。

したがって、第三者委員会も、いじめをしたとされる生徒や対応に当たった学校関係者の責任を追及するために調査をするものではなく、本報告書が前記の責任追及のために用いられるることは想定していない。

また、第三者委員会は、可能な限り事実関係を明らかにすることを目指して調査を実施したが、調査には強制力がなく、任意に提供される情報による事実認定に限定されること、調査対象となつたいじめの事象から相当の年月が経過しているものがあったこと、調査を一定の期間内で終わらせる必要があることなどから、必ずしも事実関係が明確とならなかつた部分もある。そのため、当該生徒が申告するいじめ被害のうち、その存在を認定していない事実についても、それがなかつたと判断するものではなく、あくまで、可能な調査の中でその存在の蓋然性が高いと認められるものを、いじめ行為があったと認定するものである。

第2 第三者委員会の調査活動の経緯・概要

1 会議・調査等の実施日

(1) 会議

第1回	令和[]年3月6日
第2回	令和[]年3月28日
第3回	令和[]年4月6日
第4回	令和[]年4月14日
第5回	令和[]年5月9日
第6回	令和[]年5月16日
第7回	令和[]年6月6日
第8回	令和[]年6月14日
第9回	令和[]年6月27日

第1.0回 令和■年7月21日
第1.1回 令和■年8月17日
第1.2回 令和■年8月29日
第1.3回 令和■年9月22日
第1.4回 令和■年10月10日
第1.5回 令和■年10月17日
第1.6回 令和■年10月24日
第1.7回 令和■年11月7日
第1.8回 令和■年11月16日

(2) 調査

第1回 令和■年4月21日 (当該生徒・保護者)
第2回 令和■年5月16日 (教員)
第3回 令和■年5月18日 (市教育委員会関係者)
第4回 令和■年5月23日 (教員)
第5回 令和■年5月24日 (教員)
第6回 令和■年5月30日 (市教育委員会関係者)
第7回 令和■年6月28日 (教員)
第8回 令和■年7月6日 (当該生徒・保護者)
第9回 令和■年8月16日 (医療関係者)
第10回 令和■年8月22日 (医療関係者)

(3) 文部科学省への電話聴取

令和■年10月12日

2 調査の進め方と方法

(1) 当該生徒・保護者への聴取

当該校におけるいじめ事象について、当該生徒および保護者に聞き取り調査を行った。

(2) 教員への聴取

当該校にていじめ事象を受けて対応した教員およびこれまで当該生徒に関わった教員に聞き取り調査を行った。

(3) 市教育委員会関係者への聴取

当該校におけるいじめ事象を受けて対応した市教育委員会関係者に聞き取り調査を行った。なお、スクールソーシャルワーカーは、各学校に配置されているのではなく、市教育委員会に所属しているので、市教育委員会関係者として聞き取り調査をした。

(4) 医療関係者への聴取

当該生徒が通院し投薬やカウンセリングを受けていた医療機関の医療関係者に聞き取り調査を行った。

(5) 当該生徒・保護者からの資料の提供

当該生徒および保護者から遺書、事実関係を記録した文書、録音媒体等の資料の提供を受けた。

(6) 市教育委員会からの資料の提供

市教育委員会から当該校および市教育委員会の対応記録等の資料の提供を受けた。

(7) 文部科学省への電話聴取

文部科学省に対し、重大事態の定義について電話により聴取した。

第3 当該校での事実について

1 中学校入学から本事案まで

小学校から中学校への引継ぎが予定通りなされていなかったため、当該生徒は [REDACTED]、令和[REDACTED]年4月12日に保護者とともに当該校で面談を受け、18日から登校を開始した。小学校の出来事を引きずりながらも、「新しい環境で生きていこう」と日々を送っていた。登校前の学校見学でも積極的に教員と関わっていた。当該校も小学校の事件の加害児童である生徒Bとはクラスを別にし、できるだけ接触しないような配慮をしていた。しかしながら、当該生徒に心無い言葉をかける複数の生徒が相変わらずいるため、教員が間に入ることもあった。小学校の再現のような環境の中で「またか」という気持ちが当該生徒の中で大きくなっていた。それでも、5月23日に [REDACTED] のため欠席するまでは休むことなく登校していた。

[REDACTED] は令和[REDACTED]年から進められていたが、[REDACTED]

したのが令和[REDACTED]年9月で、事件が起きた5月は [REDACTED]

[REDACTED] 時期だった。当該生徒の家族全員が祖父の介護が中心の生活を送っていたので、当該生徒は祖父への配慮から [REDACTED] した。その副反応のため令和[REDACTED]年5月23日、24日は欠席。25日に登校して体育は見学すると担任に連絡していたが、体育担任には伝わっていなかった。その体育の時間に生徒Cから「[REDACTED]。」と揶揄された。また、「[REDACTED]。」とはやし立てられたと当該生徒は保護者に言っていた。祖父が感染しないように配慮している家族全体が否定されたとすら思ったのではないか。また、生徒Cからその前に日陰から出るように言われた事にも抗えず、言葉になっていたことは小学校からのいじめられた影響が続いており恐怖感を感じていたためでもあった。生徒Cとは [REDACTED]

[REDACTED] 時に「[REDACTED]」と言われたこと、[REDACTED]年生の時に偶然ぶつかった時に [REDACTED]などの事実があり、また、当該生徒の小学校時の不登校、自殺企図の原因となった生徒Bと同じグループだという恐怖感があるという事が伏線となっていた。教職員から本人が「またか」と言う気持ちになったのではないかという聞き取り内容もあり、小学校からのわだかまりが解決していないなかっ

たことが推察できる。

一方、学校側はいじめに関する実態調査（以下、「いじめ実態調査」という。）に「本人同士のわだかまりはない」とあるように、小学校のことは解決済みと認識していた（別添4）。

2 体育の授業後の対応

体育の授業の直後から学校に行けなくなり、学校との接触もできなくなっていたため、直後は本人の心情を学校側は直接聞くことができていなかった。新型コロナワクチンに対する言動については生徒Cに確認しているが、日陰から出るように言われた件については確認しておらず、管理職への報告にもあがっていました。

当該生徒は今回の出来事に加え小学校から続いているいじめの体験から学校に行けなくなった。6月22日に当該生徒と保護者が「もう自分には必要がない」という意思表示から、タブレットを返却に来た時に、死にたいという内容の手紙（別添5）を読み上げ、学年主任、学年生徒指導、担任が聞いていた。その場では止めたが、その後の対応はなされていなかった。この時点で本事案の直後には聞けなかつた本人の心情を聞くこともされていなかった。

その直後、6月26日、保護者に処方されていた薬を過量に服用して、再度自殺を図った。小学校の自殺企図以来、厳重に管理されていた薬を探し出して服用するという確信的な行動であった。翌日の6月27日、当該生徒の保護者が当該校に架電し、自殺企図の事実を伝え、この日に予定されていた家庭訪問は遠慮してほしい旨を伝達した際、電話対応した教頭は、「うん、うん、うん、うん…担任の方に伝えておきましょう。」「分かりましたーじゃあ伝えておきますので。」という事務的な返答であった。

また、いじめ実態調査には、5、6、7月は通常通り登校と記述されている。

さらに、いじめ実態調査には、6月22日の当該生徒の発言の記載もなく6月26日の自殺企図の記載もありまいである。

3 [REDACTED] 開始後

自殺企図後、[REDACTED]に転院した。これは、当該生徒が追い詰められ[REDACTED]が悪化していたということと考えられる。そこで出会った主治医から[REDACTED]の存在を知られ、保護者はすぐに手続きし[REDACTED]を開始した。それ以前に保護者から[REDACTED]の資料を依頼されていたスクールソーシャルワーカーから[REDACTED]の存在を知らされるることはなかった。その後は、[REDACTED]で当該生徒の[REDACTED]に配慮した支援を受け、徐々に成長・回復した。医療関係者からの聞き取りでも、本人の成長に言及されている。保護者へのサポートも[REDACTED]して以来初めて再開された。

もっとも、[REDACTED]開始後も、当該校の対応が十分だったとは言えない状態が続いていた。

具体的には、当該生徒は[REDACTED]のための費用がかかるので、自転車で[REDACTED]せざるを

得なくなったところ、[REDACTED]、事故のリスクがあるにもかかわらず、当該校は事故に遭わないようにするための具体的な[REDACTED]方法や事故時の対応を教えたかった。また、実際に当該生徒が自転車で転倒した時、保護者から問い合わせがあったにもかかわらず、当該校は保険で治療費を賄えるかについて回答しなかった。当該校が休校になると[REDACTED]も休校になるところ、当該校が当該生徒を一斉メールに登録していなかったために大雨で休校になった時に当該校からの連絡がなかった。

令和[REDACTED]年12月8日にこれまで保護者が何度も投げかけていた重大事態の申し立てを認めた。

[REDACTED]できていたが、当該校は学校復帰の可能性を模索していなかった。

第4 今回申立てがあった当該校における「いじめ」が疑われる事実

令和[REDACTED]年5月25日、当該生徒が体育の時間に[REDACTED]の体調不良と汗をかくと尋麻疹が出ることを理由に日なたから日陰に移動して見学していたところ、一緒に見学していたクラスメイトの生徒Cから「お前が日陰に入るな。」と言われ、当該生徒が[REDACTED]と汗をかくと尋麻疹が出ることを告げると、生徒Cから「[REDACTED]。」と言われたこと。

当該生徒の話では、生徒Cから「[REDACTED]。」と言われたこと。

第5 今回申立てがあった当該校における「いじめ」が疑われる事実についての認定

1 事実認定

令和[REDACTED]年5月23日と24日、当該生徒は、[REDACTED]により学校を休んだ。

5月25日、当該生徒が体育の時間に[REDACTED]の体調不良と汗をかくと尋麻疹が出ることを理由に日なたから日陰に移動して見学していたところ、一緒に見学していたクラスメイトの生徒Cから「お前が日陰に入るな。」と言われた。

当該生徒が[REDACTED]と汗をかくと尋麻疹が出ることを告げると、生徒Cから「[REDACTED]。」と言われた。また、当該生徒の話では、生徒Cから「[REDACTED]」と言われたということであるが、学校関係者の話では出てきておらず、把握されていない。

なお、生徒Cは、当該生徒の小学生時代にいじめ加害児童らのグループから土下座を求められた際、その場にいたグループの一人であった。また、当該生徒は、小学生時代に生徒Cから「[REDACTED]」と言われ、当時の担任が事実を確認し、指導して止めたことがあった。

当該生徒は、翌日の5月26日より不登校になった。

6月22日、当該生徒は、保護者と一緒に当該校へ行き、担任らに「死にたい」と書かれた手紙を読み上げた。

6月26日、当該生徒は、保護者が処方されていた薬を過量に服薬して自殺を図った。

2 いじめの該当性

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう、と規定されている（いじめ防止対策推進法第2条第1項）。

(2) いじめの該当性

当該生徒は、クラスメイトの生徒Cの前記発言により [] について差別を受けたと心身の苦痛を感じているので、生徒Cの発言は「いじめ」に該当する。

3 重大事態の該当性

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法において「重大事態」とは、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、と規定されている（いじめ防止対策推進法第28条第1項）。

なお、市教育委員会は、本事案について「重大事態の疑い」があるという理由により調査を開始している。

この点、「重大事態の疑い」という概念があるかについて疑義が生じたので、文部科学省に「重大事態の疑い」という概念について確認したところ、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に該当する「いじめの疑い」があれば、「重大事態」にあたるのであって、「重大事態の疑い」という概念はないという回答であった。

また、市教育委員会は、本事案について「重大事態の疑い」はあるが、「重大事態」にあたらないという見解である。

この点、いじめの疑いがある場合に、「重大事態」にあたらないという結論になるかについても疑義が生じたので、文部科学省に確認したところ、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に該当する「いじめの疑い」があれば「重大事態」にあたるので、調査の結果、いじめがなかったという結論になったとしても、申立時に遡って「重大事態」にあたらないという結論にはならないという回答であった。

(2) 重大事態の該当性

当該生徒は、自殺を図っており、いじめにより生命に重大な被害が生じた疑いがあると認められる。

また、当該生徒は、いじめがあった日の翌日より重大事態の申立時まで不登校になつておらず、文部科学省が目安とする30日を超える日数の不登校であるから、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる。

したがって、本事案は「重大事態」に該当する。

第6 当該校における不登校の原因についての考察

当該生徒は、生徒Cの前述第4の発言の翌日より不登校になった。

当該生徒によれば、生徒Cが小学生時代に当該生徒をいじめた加害児童らのグループの一人であり、小学生時代に加害児童らからいじめがあったことや当該生徒の████████についての配慮が小学校から中学校に引き継がれておらず、また同じようなことが起こったため、「またか」という思いから不登校になったということである。

小学生時代のいじめ、小学校から中学校への引き継ぎが不十分であったこと、体育の授業見学の対応についての当該校への不信も不登校の原因になっており、これらの要因と不登校との間にも因果関係が認められる。

生徒Cの前述第4の発言と不登校の因果関係について、不登校の原因として小学生時代のいじめ、小学校から中学校への引き継ぎが不十分であったこと、体育の授業見学の対応に対する当該校への不信も原因であるとしても、生徒Cのいじめに該当する発言を契機として不登校になったのであるから、いじめと不登校との間に因果関係が認められる。

第7 当該校における自殺企図の原因についての考察

当該生徒は、生徒Cの前述第4の発言の約1か月後である令和██年6月26日に過量服薬により自殺を図った。

当該生徒は、生徒Cの前述第4の発言だけではなく、小学生時代にいじめがあつたことや当該生徒の████████に配慮すべき事項が小学校から中学校に引き継がれていないことに関する当該校関係者や市教員委員会に対する不信が高まっていた中での自殺企図であった。

この点、当該生徒が6月22日に学校で読み上げた手紙には、生徒Cの名前も記述されている。また、当該生徒からの聴取によると、小学校時代のいじめの加害児童らのグループの一人であった生徒Cの前述第4の発言により、当該生徒には、「またか」という思いがあつたということである。

自殺企図は、████████なので、いじめと自殺企図との間の因果関係が認められる。

また、自殺企図は、いじめの発言から1か月後に実行されているが、その間に希死念慮が高まつたのは、小学校と中学校の間の引き継ぎや当該生徒の████████が不十分であることに対する不信が高まつたことが大きな理由で

ある。

したがって、自殺企図と当該校の不十分な対応との間に因果関係が認められ、原因において、生徒Cの発言よりも比重が大きいと思われる。

なお、自殺企図と当該生徒が [REDACTED] との関連性、すなわち [REDACTED]

[REDACTED] などに由来する自殺企図を疑う仮説に対して所見を述べる。

前記のとおり、当該生徒は、自殺企図の4日前に直筆の手紙（別添5）を携えて当該校を訪れた。

本手紙は、標準的な原稿用紙の文字数を超える約500文字から成るもので、当該校の教員に宛てて当該生徒が朗読して訴え、その際には後述第8-3のとおり、身辺整理の旨も申し出た。

内容においては、小学校時からの一連の対応に疲弊する保護者への心配と、小中学校や市教育委員会への度重なる不信による苦悩が見られ、自身の将来を悲観したことや人が死ななければ事態が動かないと考えたことが自殺を決意した経緯として記されるなど、いじめによる心的外傷後の心理的視野狭窄は認められるものの、全体を通して論理的整合性を満たし、矛盾のない文章構成であった。

一方、本事案での自殺企図の局面は、自宅における保護者の来客対応中、すなわち自身から保護者が目を離さざるを得ない時間帯を見計らって自殺企図に及んでおり、小学校時の自殺企図以降、保護者が慎重に管理していた薬剤を持ち出しての過量服薬であった。

また、第三者委員会の事情聴取において、当該生徒に抑制や社会性などの非機能性は観察されず、知的機能や語用論的コミュニケーション機能なども適応的と見立てられた。

したがって、これらの認定された事実からは、前述第3にある経過の一方で当該生徒における相応の適応機能が示されており、自殺企図が当該生徒の [REDACTED] との疑いに対して否定的な所見が認められるところである。

第8 当該校におけるいじめ対応およびいじめ防止対策体制に対する評価

1 いじめ実態調査について

前述第3のとおり、当該校が市教育委員会との情報共有に用いた令和 [REDACTED] 年4月分のいじめ実態調査では、入学直後の4月12日、校長、学年主任、担任、[REDACTED] 担当、養護教諭ら教員5名と、当該生徒および保護者同席の下、今後の中学校生活における小学校時のいじめ加害児童との交流不安について協議したばかりにもかかわらず、「本人同士のわだかまりはない」との断定した記載を行っており、着手当初から当該生徒の不安感を軽視もしくは矮小化していた可能性を否定できない。

また、同様に5月分のいじめ実態調査では、いじめ発生翌日の5月26日以降は欠席していたにもかかわらず、「通常通り出席している」との事実に反した記載を行っている。

さらに、翌月の6月分、ならびに翌々月の7月分のいじめ実態調査においても、長期欠席していたにもかかわらず「通常通り出席している」との事実に反した記載を続けており、正確な記録に努めるべき注意義務を長期間にわたって怠る杜撰な取り扱いと言わざるを得ない。

特に、6月26日に当該生徒が自殺企図に至った事実については、「母いわく、6月26日に [REDACTED] を意図的に服用した」という、「自殺」との表現を避け、なおかつ [REDACTED] を理由とするかのようにも取れる曖昧な記載に留めていることから、人命に関わる極めて重要な経過記録の瑕疵と言うべきであり、この点によっても事態を矮小化したとの倫理的な疑いを免れない。

2 初動と安全配慮について

前述第3から第7のとおり、当該校は、本事案において [REDACTED] に係る発言の方を原則的に対応しており、当該生徒が生徒Cから促され日向へ出て体育を見学した経緯については、適切な事実確認、ならびに生徒指導委員会等における教職員間の情報共有が不充分であった。

そもそも当該生徒は、いじめ発生日前の2日間、[REDACTED] によって欠席を余儀なくされており、いわゆる病み上がりの状態であったために体育を見学せざるを得なかった。

加えて、当日は市内で夏日を記録し、いじめ発生時は日中の最高気温に差し掛かる4校時であったため、病み上がりの状態の当該生徒を日向へ出すことは、熱中症を引き起こしかねない非常に危険な行為であった。

さらに、4校時の授業者であった体育担任は、本来見学中の生徒には日陰に入っているよう指示していたにもかかわらず当該生徒が日向へ出た行動を、位置関係的な見学しやすさを考慮した当該生徒の自主的な意思によるものだと思い込み、誤認したまま看過した。

すなわち、病み上がりの状態の生徒が、ただでさえ危険な熱中症リスクを増悪せしめる日向へ出ており、その局面が教科指導時の指示に相反する状況であったにもかかわらず、その経緯に関して必要な事実確認や情報共有を行わなかったことは、[REDACTED] に係る揶揄以前に、学校管理下において命の危険を伴う熱中症の予防を念頭に置いた生徒に対する安全配慮を怠ったと言わざるを得ない。

なお、当該生徒が日向へ出た経緯についての事実確認を怠った理由として、当該校の管理職は、「話題には出てたと思うんですけども、本人（当該生徒）からまず話が聞けてないので、一方的にその、学校にいた他の子たちだけまだ判断するのは危険かなと思ってはいたので、そこはもう最終的には確認は取れてないかと思います」と弁明したが、仮に、事実確認の対象である生徒Cが登校できていない場合に一方的には断定できないとするならば領けるが、生徒Cは通常通り登校している中、同人に対して充分な事実確認を行っていない状況との整合性があるとは言えない。

3 自殺企図前後の対応について

前述第3、第5、第7のとおり、6月22日、当該生徒は保護者とともに当該校を訪

れ、本事案に対する思いを手紙に記し携えてきた当該生徒がその手紙を朗読し、学年主任、担任、学年生徒指導担当ら対応した教員3名に対して訴えた。

その手紙の中には、「毎日死にたいとしか思えない」との内容が含まれていた。

そして、当該校から貸与されていた学習用具を、「もう自分には必要ない」との意思表示から返却を申し出た。

しかし、当該校においては、一連の自殺念慮や身辺整理を呈し、なおかつ既に自殺企図歴を有した自殺ハイリスクの状態であったにもかかわらず、適切な通報等は行われることなく、4日後の6月26日、当該生徒は自殺企図に至った。

さらに、自殺企図翌日の6月27日、当該生徒の保護者が当該校に架電し、自殺企図の事実を伝え、この日に予定されていた家庭訪問は遠慮してほしい旨を伝達した際、電話対応した教頭は、「うん、うん、うん、うん……担任の方に伝えておきましょう」「分かりましたーじゃあ伝えておきますので」との返答をした。

この電話対応の音声記録を確認すると、冷静な対応との印象も、冷淡な対応との印象も受ける。

少なくとも、当該生徒の容体を慮る言葉や、保護者の心情を察する言葉が、この電話対応において聞かれることはなかった。

また、当該校の別の管理職は、過量服薬による自殺企図ではあったが「ただお母さんの話ではその救急搬送はしていない」「お母さんが（医療機関に）連れて行ってる」「（電話の際に保護者は）ものすごくそんな焦ったような状況ではなかった」との言葉を述べており、救急搬送を要さなかつことなどから、事態を軽視していた可能性を否定できない。

事態軽視の疑いは、前述第8-1のとおり、いじめ実態調査における自殺企図に係る曖昧な記載からも同様に見立てられているところである。

しかし、本事案における当該生徒の自殺企図の本質は、わずか■歳の子どもが自ら命を断とうとするほどに深く傷つき、その経過の中で子どもなりに自殺の手段を探すまでに追い詰められ、そして最終的に死を決意し実行に移したことの深刻さにある。

仮に、講じた自殺の手段が、現実的に死亡に至るほどの損傷をもたらすものではなかったとしても、あるいは、結果的に救急搬送を要さなかつたとしても、それは文字通りの結果論でしかなく、不幸中の幸いと言えるその結果を拡大解釈することは、極めて危険な見方である。

一人の子どもやその保護者の人生において、子ども本人なりに死の意図を持ち自殺行動を取っている事実が、倫理的かつ法律的に、まさに重大な事態であるという本質を見失うべきではない。

そのような、■歳にしてこの上なく苛烈な心理と、幸いにも一命を取り留めた我が子に付き添っている最中の保護者の気丈さに、特に校長ら管理職が垂範して思い至らせ、題目としてではなく本来的に生徒や保護者に寄り添う姿勢を示すことができれば、前記のような電話対応や言葉を招くとは考え難い。

4 いじめ防止対策体制について

前述第5のとおり、第三者委員会の事情聴取において、本事案が重大事態であるか否かについて教職員間の認識に齟齬が見られ、「重大事態の疑い」がある段階との認識を持つ教職員が市教育委員会内を含めて散見されたが、文部科学省から改めて得た回答によっても「重大事態の疑い」との概念は存在しない。

すなわち、被害生徒や保護者からの申立てによるものを含む「疑い」が生じた段階で、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号および第2号に係る重大事態として然るべき調査・報告等をするため、市教育委員会以下、一部の教職員が「重大事態の疑い」がある段階との認識の下で本事案へ対応していたこと自体、いじめ防止対策推進法に係るコンプライアンス、および本事案対応に係るガバナンスの第一義的な不備であった。

一方、当該校は、いじめ防止対策推進法第22条に基づく組織を設置しており、当該校を担当訪問していたスクールカウンセラーも外部専門家として委員を務めていたが、当該生徒の保護者への一度の面談以外、校長はスクールカウンセラーに対して本事案への継続的な支援を依頼していなかった。

無論、直接的なカウンセリングに関しては、生徒や保護者から申し込みがない限り強制されるべきものではないが、学校としてどのような対応を取るべきか、生徒の■■■■■に対してどのような■■■■■を行うべきかなどについて、スクールカウンセラーより臨床心理学的見地からの助言や介入を仰ぐべきところ、本事案に係る継続的な会議へのスクールカウンセラーの出席、およびスクールカウンセラーによる教職員に対する継続的な助言の場も設定しておらず、いじめ防止対策推進法第23条第3項に鑑みて、心理専門的な体制を欠く不充分な対応に終始していたと言える。

第9 本事案を踏まえた提言等

第三者委員会としては、今回の調査結果を踏まえて、学校等のいじめ対応について以下のとおり提言を行う。この提言を受けて、幅広い関係者の意見を聴取しながら、改めて学校等において実施可能な、より効果的ないじめ対応の方策を策定されるよう要望する。

I 学校に対する提言

1 いじめ防止対策委員会を定期的に開催し、いじめの予防のあり方から、いじめの早期発見、いじめを認識した際の対応まで、組織的な対応を行う体制を確立すること。

その際、生徒や保護者の意見を聴取するとともに、心理や福祉の専門家などの、幅広い知見をいじめ対応に反映させることに努めること。

本事案では、第8-1のとおり、組織的対応の検討が十分行われていたとは言い難い。

2 生徒及び教員に対して、引き続きいじめに関する教育、研修を行い、さらにそれを充実させて、全ての教員と生徒がいじめの定義、いじめが被害生徒に及ぼす影響、いじめを認識した際にとるべき対応について共通した理解を得るように努めること。

- 3 いじめ被害に遭った場合や目撃した場合に安全に相談できる窓口を継続して生徒に伝えるとともに、学校がいじめの申告に対して全力を擧げて対応することを生徒に示すことにより、生徒が相談することが有効であると感じられるように努めること。
 - 4 教員がいじめを把握した場合、また、生徒や保護者からいじめの申告がなされた場合には、申告されたいじめの内容やその時期にかかわらず、いじめ防止対策委員会を開催して組織的な対応を行うとともに、いじめ対応を事実に基づいて正確に記録し、その後の対応において参照でき、さらに教員間で共有できることにする。さらに、重大事態として調査が必要なことが判明した場合は認定を逡巡することなく、早期に調査を開始できるよう市教育委員会と調整を図ること。

本事案では入学当初からいじめに該当するような心無い言葉を複数の生徒からかけられる場面を教員が目撃し、その場では対応していたことが教職員からの聞き取りで明らかになったが、学校内で協議したり、対策が取られることはなかった。

また、前述第8-1のとおり、いじめ実態調査が欠席しているにもかかわらず「通常通り出席している」になっていた。また、自殺企図についても曖昧な記載になっている。

さらに、令和■年4月28日の生徒理解研修で職員に本事案について情報共有がなされているが、その内容は事実とは異なるものであった（別添6）。

- 5 いじめが発覚した後の被害生徒の保護のありかたについては、学校ができるることを明確に示したうえで、被害生徒や保護者の心情に寄り添い、できる限り被害生徒や保護者が抱いている不安の軽減につながる対応を検討すること。解決を急ぐことで被害生徒の心情が置き去りにされることが無いよう留意すること。

本事案では、前述第8-2および前述第8-3のとおり、十分な対応がされているとは言い難い状況であった。また、自殺企図の連絡を受けた教頭の対応は「寄り添う」という姿勢が保護者に伝わらないものであったことは残念である。

- 6 生徒及び教員に対し、[REDACTED] 生徒への理解を深める教育や研修を行うこと。また、教員がその理解を共有できる体制を作ること。スクールカウンセラーや受診している医療機関などの専門家と連携を取りながら、[REDACTED] が途切れることが無いように、[REDACTED] を関係者間で共有すること。そのためには、[REDACTED] などが有効に機能できる体制を整えること。その際、北九州市が作成した[REDACTED]などを活用すること。

にも移行時の引継ぎの重要性がうたわれている。

本事案では、入学当初から [REDACTED] 児童としての配慮はなされていなかった。

- 7 教員間で生徒についての情報の共有が確実に行われるようシステムを構築すること。また、被害生徒や保護者が希望する場合は学外の機関とも情報の共有を積極的に

を行うこと。

II 市教育委員会に対する提言

- 1 [REDACTED] 生徒、[REDACTED] 生徒に対して各学校で[REDACTED] が適切に作られているか等の、[REDACTED] がなされているか、移行時の引継ぎが適切に行われているかを確認すること。
- 2 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、[REDACTED] 等が各学校で有効に機能しているかを把握すること。
- 3 学校から提出されたいじめ実態調査の内容に誤りがないか確認すること。
また、いじめ実態調査の書式が集計しやすい書式で作成されているが、いじめに対する学校の対応方針や問題点など全体像が見えやすい書式を工夫すること。
本事案では、前述第8-1のとおり、3ヶ月分のいじめ実態調査の誤りが訂正されることなく放置されていた。
- 4 学校からの報告が重大事態として調査が必要なことが判明した場合は速やかに調査を開始すること。
- 5 前述第8-4のとおり、いじめ防止対策推進法第23条第3項に鑑みて、本事案は心理専門的な体制を欠く不充分な対応に終始していたと言えることから、今後は、いじめ事案に際してスクールカウンセラーより臨床心理学的見地からの助言や介入を仰ぐ学校風土・文化を醸成していくため、必要な施策・体制を拡充すべきである。
なお、いじめ事案は、本事案のように自殺等の危険を伴う高度に臨床的な事態であることから、大学院レベルの臨床心理学的な養成課程における学修や訓練を経た臨床心理士をスーパーバイザー等として招聘し、必要な指導・助言を得ることが望ましい。
- 6 前述第8のとおり、本事案対応においては、当該生徒や保護者に対して心情配慮を欠いた言動が認められるが、その原因を、当該教職員の資質的課題にのみ起因させることは早計と言える。

すなわち、かねてより指摘されている、学校現場における過剰な業務負荷や大量退職などの影響によるヒューマンリソースの不足によって、教職員間において時間的・精神的余裕に乏しい状態が慢性化し、一部の教職員が「バーンアウト（燃え尽き症候群）」をきたしている恐れが、第三者委員会の事情聴取を通して見立てられるところである。

とりわけ中学校においては、生徒の年齢発達上、突発的な生徒指導事案が生じやすく、特に生徒指導の校務分掌の担当教員が時間を問わず対応に追われ、腐心消耗する例も散見される。

なお、バーンアウトは「理想に燃え使命感にあふれた人を襲う病」と言われるとともに、その臨床像において、他者への配慮を欠く態度を呈する「脱人格化」と呼ばれる症状が見られることがある。

したがって、学校現場において働き方改革のさらなる推進を行い、もって教職員のメンタルヘルスの保持・増進を図ることは、本事案のような心情配慮を欠いた言動の予防だけでなく、意欲的な教職人材の活用・活躍、および離休職予防・不祥事予防に

寄与し、いじめ防止対策を含む学校機能の強化に直結する取り組みとなり得るため、資質向上や人材確保などの既存の対策と併せ、必要な施策・体制を拡充すべきである。

以 上